

知的障害者旅客運賃割引規則（平成3年11月北海道旅客鉄道株式会社公告第47号）の一部改正

現 行	改 正
<p data-bbox="591 240 667 272">(前略)</p> <p data-bbox="159 328 286 360">(取扱区間)</p> <p data-bbox="143 371 1115 445">第5条 知的障害者及び介護者に対して割引の取扱いをする乗車券類の取扱区間は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p data-bbox="174 458 1115 574">(1) 乗車券については、旅客鉄道株式会社線及び連絡会社線の各駅相互区間とします。ただし、知的障害者が普通乗車券によつて単独で乗車船する場合は、<u>片道</u>の営業キロが100キロメートルをこえる区間に限ります。</p> <p data-bbox="577 630 680 662">(以下略)</p>	<p data-bbox="1585 201 1662 233">改 正</p> <p data-bbox="1585 240 1662 272">(前略)</p> <p data-bbox="1153 328 1281 360">(取扱区間)</p> <p data-bbox="1137 371 2110 445">第5条 知的障害者及び介護者に対して割引の取扱いをする乗車券類の取扱区間は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p data-bbox="1169 458 2110 574">(1) 乗車券については、旅客鉄道株式会社線及び連絡会社線の各駅相互間とします。ただし、知的障害者が普通乗車券によつて単独で乗車船する場合は、営業キロが100キロメートルをこえる区間に限ります。</p> <p data-bbox="1601 630 1704 662">(以下略)</p>

2026年3月14日から施行する。